

令和2年7月14日招集

## 第5回若桜町議会臨時会会議録

(令和2年7月14日)

若桜町議会事務局

職務のために議場に出席した者の職・氏名			
事務局長		下石裕美	
書記		伊賀忍	
提出議案の項目			
件数	件名	議案名	議決結果
1	議案第79号	令和2年度若桜町一般会計補正予算（第3号）	原案可決
2	議案第80号	公の施設の指定管理者の指定（若桜町精米施設）について	原案可決
3	議案第81号	工事請負契約の変更契約の締結について	原案可決
4	議案第82号	製造請負契約の変更契約の締結について	原案可決
5	議案第83号	損害賠償の額を定めることについて	原案可決

## 令和2年第5回若桜町議会臨時会（第1号）

招集年月日	令和2年7月14日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午前9時20分			
応招議員	1番	梶原 明	6番	前住 孝行
	2番	青木 一憲	7番	中尾 理明
	3番	山根 政彦	8番	山本 晴隆
	4番	山本 安雄	9番	川上 守
	5番	小林 誠		
不応招議員				
出席議員	1番	梶原 明	6番	前住 孝行
	2番	青木 一憲	7番	中尾 理明
	3番	山根 政彦	9番	川上 守
	4番	山本 安雄		
	5番	小林 誠		
欠席議員	8番	山本 晴隆		
地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者	町 長	矢部 康樹	教 育 長	新川 哲也
	副 町 長	盛田 聖一	教育委員会次長	谷口 国彦
	総務課長	藤原 祐二	農林建設課長	竹本 英樹
	町民福祉課長	小林 貴之	農林建設課参事	中島 毅彦
	にぎわい創出課長	川戸 康之	ふるさと創生課長	谷本 剛

## 会議の顛末

本会議（7月14日）

### 議長（川上守）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は8人です。

定足数に達していますので、令和2年第5回若桜町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

#### 議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

#### 日程第1

「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において山根政彦議員、青木一憲議員を指名します。

#### 日程第2

「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

#### 日程第3

議案第79号 令和2年度若桜町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

### 町長（矢部康樹）

7月4日からの九州豪雨では、熊本県を筆頭に甚大な被害が出ました。死亡された方は60人を超え、家が流されたり水没した方も多数出ました。さらに、7月8日には、岐阜県と長野県にも大雨特別警報が発表され、河川の氾濫等、こちらも大きな被害となりました。

まずもって、亡くなられた方々のご冥福をお祈りしますとともに、被害にあわれた方々にお見舞いを申し上げたいと思います。

おりしも2年前の西日本豪雨もこの時期であり、梅雨の質が以前とは変わってきた気がしてなりません。何十年に一度の猛烈な雨が長時間にわたり当たり前のように降るようなことは、少し前までは想定外のことであり、加えて新型コロナ対策も行う必要があるなど、我々も根本から意識を変えていかなければならないと思うところがございます。

災害は、いつ起こるか分からないことを肝に銘じつつ、いざ起こったときには、最優先で対応に当たるといった当たり前のことの大切さを改めて感じたところでございます。

さて、本日ここに、令和2年第5回若桜町議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様にはご出席を賜り、令和2年度一般会計補正予算及び諸議案のご審議をいただきますことに対し、感謝を申し上げる次第であります。

いったんは収まりかけていた新型コロナウイルス感染症が、再び猛威を振るいだし、去る7月2日には鳥取市において県内では4例目が、7月12日には東京都の方が、県西部に滞在中に県内5例目として感染が確認されました。

鳥取県は、全国的に見ても感染者が少ない地域でもあり、このまま収束して行ってくればと期待していた矢先のことで、県内及び町内に衝撃が走りました。

県内4例目の方は、その行動履歴等から、濃厚接触者26人を含む300人以上の人が7月3日からPCR検査を受け、幸いすべて陰性という結果でございました。

感染した方が保育士ということもあり、子どもや保護者など、影響が広範囲にわたったことを受け、県では保育施設の職員向けに、不要不急の、県境を越える移動を慎むよう通知されたところでございます。

県内5例目の方についても、今後、行動履

歴や濃厚接触者の調査が明らかになっていくにつれ、多くの方がPCR検査を受けることになると思われます。

また、東京都においては、7月2日に新規感染者が100人を超え、さらに7月9日には200人に達し、7月10日には243人と、一日の新規感染者数の最高を更新するなど、現在は200人規模で推移しているところでございます。

緊急事態宣言が7都府県に発令された4月7日、東京都の新規感染者は87人でございました。翌日の4月8日には156人になり、4月17日には206人となっていました。

全国でも緊急事態宣言が発令された4月7日の新規感染者は252人だったのに対し、4月12日には743人に膨れ上がり、4月16日に緊急事態宣言が全都道府県に拡大されました。

この傾向を見ても、既に緊急事態宣言の発令レベルになっていることは確かであり、再び外出自粛や都道府県を跨いだ移動の制限などが行われるのではないかと気が気ではないところでございます。

新型コロナという外的ショックは、猛烈な速度で社会や生活の前提を大きく変えました。ワクチンなどの特效薬のない今、私たち一人ひとりが新しい生活様式を守り、誰もが感染する可能性があることを念頭に「うつさない・もらわない」、「ウイズコロナ」といった考え方で、自衛を意識しながら日々を過ごしていただければならないと思っていますところでございます。

日々、状況が変化しているところであり、暗いニュースばかりでございますが、町民の皆様にも少しでも明るい未来が届けられる町政でありたいと願うところでございます。

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第79号 令和2年度若桜町一般会計補正予算についてでございますが、既定の歳

入歳出予算の総額にそれぞれ1億116万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を42億5,588万9千円とするものでございます。

はじめに、歳入の概要についてご説明いたします。

国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に1億5,755万2千円、母子家庭等対策総合支援事業費補助金に114万円を追加するなど、その他の補正と合わせまして総額1億6,106万3千円を追加いたしました。

県支出金では、公共交通事業者等新型コロナウイルス対策資機材整備補助金として45万円を追加いたしました。

繰入金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の2次補正に伴い、財政調整基金繰入金を6,070万9千円減額しております。

諸収入では、建物災害共済金に28万8千円、町有自動車共済金として7万4千円をそれぞれ追加し、総額36万2千円を追加いたしました。

次に、歳出の主なものについて、ご説明いたします。

総務費では、鉄道及びバス事業の新型コロナウイルス感染症対策として、交通対策費に595万6千円を追加するとともに、6月定例会において議決いただいた特別職の期末手当を、113万8千円減額し、総額481万8千円を追加しております。

民生費では、開催を予定していた敬老会について、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、来年度に延期し、今年度は対象者全員に商品券などをお配りすることとしたため、敬老事業について114万5千円減額、また、ひとり親家庭への経済的支援として、児童扶養手当支給事業に、254万4千円を追加し、総額139万9千円を追加しております。

農林水産業費では、農山村地域ささえあい

応援事業補助金として、農業振興費に30万円を追加しております。

商工費では、新型コロナウイルス感染症に係る経済対策として、氷ノ山集客促進事業に1,419万8千円追加、また、落雷に伴う施設修繕費として、氷ノ山高原の宿氷太くん管理運営事業に28万9千円を追加し、総額1,448万7千円を追加しております。

土木費では、除雪作業中に民家の一部を破損したことに伴う賠償金として、道路維持費に7万5千円を追加しております。

消防費では、災害時の非常持ち出し袋を全戸に配布する経費として、災害対策事業に731万円を追加しております。

教育費では、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費として、若桜学園管理費、公民館管理費及び町民体育館管理費にそれぞれ追加、若桜学園児童・生徒用のタブレット端末をリースから購入に変更したことに伴い、若桜学園教育振興費に692万7千円を追加、また、総務費同様、特別職の期末手当減額分と合わせて、総額935万8千円を追加いたしました。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の国の2次補正に伴い、議会費及び商工費において、財源更正を行うとともに、今後、更なる対策が必要な場合に迅速に対応するため、予備費に6,341万9千円を追加しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

#### 議員（山本安雄）

はい。

#### 議長（川上守）

4番、山本安雄議員

#### 議員（山本安雄）

一般会計の部分ですが、教育費、学園費の教育振興費、タブレット端末の購入の部分なんですが、タブレット端末を導入するという事自体は、私は良いと思っているのですが、委員会でも説明を聞いたところですけれども、リースを購入に変えるということのメリットを再度お尋ねいたします。

#### 議長（川上守）

答弁を求めます。新川教育長。

#### 教育長（新川哲也）

リース契約から、タブレット端末を購入という手法に変えるということについてのお尋ねがございました。

今回の科目更正につきましては、委員会の中でもご説明申し上げました。リース契約による整備よりも、備品購入の方が本町の財政負担を軽減できるために、今回、備品を購入するということにいたしましたものでございます。以上です。

#### 議長（川上守）

山本安雄議員。

#### 議員（山本安雄）

財政的に有利だということの説明なんだかどうか分かりませんが、それは、臨時交付金が使える、この交付金が使えるから有利だという、そういう説明で良いんです。

#### 議長（川上守）

答弁を求めます。新川教育長。

#### 教育長（新川哲也）

重ねてのお尋ねがございました。

これも、委員会の席上でお話をさせていただ

きましたが、ご質問にあったように、交付金が活用できる、こういう理由で購入をするということに変更したものでございます。

**議長（川上守）**

山本安雄議員。

**議員（山本安雄）**

再度、リースについては交付金の適用としないと判断されたということですね。

**議長（川上守）**

答弁を求めます。新川教育長。

**教育長（新川哲也）**

重ねてのお尋ねでございます。

当該年度、リース契約につきましては令和2年度は該当となるということでございますが、翌年度、3年度以降につきましては、交付金の対象ということが現段階のところ、不明な点がございます。

したがって、本年度購入いたしますと、その購入費用に係る費用が交付金で充当できるということでございますので、単年度で購入するということに変更したものでございます。

**議長（川上守）**

ほかに質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

**議員（山本安雄）**

はい。

**議長（川上守）**

4番、山本安雄議員。

反対、賛成、反対。

**議員（山本安雄）**

先ほど、質疑の段階で、令和2年は交付金使えるが、それ以降はだめだという説明がありまして、何年間も使っていくものなので、当然、必要な物ではあるんですけども、この交付金自体の使用方法として、実施計画で、その中でたとえば、リース契約に支払う部分は、交付金をそれ用の基金積み立てをして運用出来るんだというようなことを、聞いたりしたことがあるんですが、そういう形で運用することも検討する必要があるんじゃないかと思っております。

よって、この度の補正予算全体ということじゃなくて、ここの部分については、もう少し検討した方が良いんじゃないかなと思います。

**議長（川上守）**

ほかに、討論はありませんか。

**議員（前任孝行）**

はい、6番、前任。

**議長（川上守）**

6番、前任孝行議員。

**議員（前任孝行）**

私は賛成の立場で討論させていただきます。以前もサーバーの時に、一括で払えんのかっていう質問を、委員会の中でさせていただいて、やっぱりリースになると、元より多分すごい金額が高くなるんじゃないかなと、私自身思っていました、この度もタブレットをリースから一括購入ということで、私はそちらの方に賛成したいというふうに思いますので賛成します。

**議長（川上守）**

ほかに、討論はありませんか。

(討論なし)

これをもって討論を終結します。

議案第79号 令和2年度若桜町一般会計補正予算(第3号)を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、ご起立をお願いします。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第80号 公の施設の指定管理者の指定(若桜町精米施設)について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

**町長(矢部康樹)**

それでは、ただ今議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第80号 公の施設の指定管理者の指定(若桜町精米施設)について、でございますが、これは、若桜町精米施設の指定管理者に、有限会社若桜農林振興を指定することについて、本議会の議決をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**議長(川上守)**

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第80号 公の施設の指定管理者の指定(若桜町精米施設)について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

日程第5

議案第81号 工事請負契約の変更契約の締結について、議案第82号 製造請負契約の変更契約の締結について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

**町長(矢部康樹)**

それでは、ただ今議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第81号 工事請負契約の変更契約の締結について、でございますが、これは、若桜町農産物処理加工施設(精米加工施設)新築工事請負契約の、変更契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、次のとおり、本議会の議決をお願いするものでございます。

その内容は、記 1. 工事名 若桜町農産物処理加工施設(精米加工施設)新築工事

2. 工事場所 八頭郡若桜町大字若桜

3. 契約の相手方 八頭郡八頭町宮谷20番地2 こおげ建設株式会社

代表取締役 山根 敏樹

4. 変更契約金額

変更前 金 118,800,000円

(消費税及び地方消費税相当額を含む)

変更後 金 121,418,000円

5. 契約の方法 制限付一般競争入札



でございます。

次に、議案第82号 製造請負契約の変更契約の締結について、でございますが、これは、若桜町農産物処理加工施設（精米加工施設）プラント設備製造請負契約の、変更契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、次のとおり、本議会の議決をお願いするものでございます。

その内容は、記 1. 工事名 若桜町農産物処理加工施設（精米加工施設）プラント設備製造請負工事

2. 工事場所 八頭郡若桜町大字若桜

3. 契約の相手方 大阪市北区鶴野町1番地9号 ヤンマーアグリジャパン株式会社  
代表取締役 渡辺 丈

4. 変更契約金額

変更前 金 52,580,000円  
（消費税及び地方消費税相当額を含む）

変更後 金 53,285,100円

5. 契約の方法 制限付一般競争入札  
でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく  
お願いいたします。

#### 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論は区分して行います。

議案第81号 工事請負契約の変更契約の締結について、討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第81号 工事請負契約の変更契約の締結について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議  
ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は原案のとおり  
可決されました。

これより討論に入ります。

議案第82号 製造請負契約の変更契約の締結について、討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第82号 製造請負契約の変更契約の締結について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議  
ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は原案のとおり  
可決されました。

#### 日程第6

議案第83号 損害賠償の額を定めること  
について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

#### 町長（矢部康樹）

それでは、ただ今議題となりました議案に  
つきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第83号 賠償金の額を定めること  
について、でございますが、これは、平成30  
年1月27日、町道馬場線の除雪作業中に、  
民家納屋の一部を破損させたため、その損害  
賠償を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく  
お願いいたします。

**議長（川上守）**

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第83号 損害賠償の額を定めること  
について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議  
ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は原案のとおり  
可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第5回若桜町議会臨時会を閉会し  
ます。

午前 9時46分 閉 会